

令和3年度 通学路交通安全合同点検実施結果

教育支援課

No.	地区名	学校名	交通危険箇所	住所等	危険内容	具体的要望事項	道路	合同点検実施結果	要望内容	対応状況(R6年6月現在)
①	東 部 地 区	東 部 小 学 校	サイクリングロード	中央4丁目2番地1	・スピードを出して走行する自転車も見られ、児童との接触の危険性がある。 ・特に市役所横の覆道が道も狭く危険性があるため、歩者分離等が必要と思われる。	サイクリングロードの歩車分離	道道	・出入口にポール等を設置し物理的に自転車が通行できないような措置は、道路の構造上及び除雪の関係から困難である。 ・道路幅員が狭く、路面標示等により、歩車分離した場合、自転車相互の接触事故の恐れもあることから困難である。 ・「歩行者注意」等の電柱幕を設置する場合は、降雪期間を除く期間とし、その都度、許可申請を提出してもらいたい許認可手続きについては別途協議とする。	・児童の登下校時に北広島駅方面からスピードを出したまま下ってくる自転車利用者があり、道幅が狭いことから接触する恐れがあるため、道道自転車道札幌恵庭自転車道線(サイクリングロード)から北広島市役所方面へ抜ける覆道にて自転車が歩行者との接触について注意を喚起する幕の設置を要望する。	・市教育委員会だより「つなく」において、自転車利用に関する注意喚起を実施している。 (北広島市教育委員会)
②			道道江別恵庭線沿い	稲穂西8丁目13番付近	・車の往来も多く、スピードも出ているわりに、ガードレールがない箇所がある。 ・道道江別恵庭線は車の往来が多い道路であり、北広島市中央6丁目12～13番地付近は江別から恵庭方面に向かう場合、緩やかな下り勾配の後、カーブとなっているが、ガードレールは設置されていない。	ガードレールの設置	道道	・会社、事業所、商店等が所在し、車両等の出入口となることから、物理的にガードレール等の設置は困難である。	・道道江別恵庭線は車の往来が多い道路であり、ガードレールの設置を要望する。	・道路管理者よりガードレールの設置は困難である旨の回答があったため、児童が歩道を安全に通行できる代替策を検討していただくこととした。(北海道空知振興局札幌建設管理部千歳出張所)
③	東 部 地 区	北 の 台 小 学 校	校門から広島本通りへの道路	共栄町4丁目10番地	北の台小学校校門前(東側)の道路については、登下校の際に児童が多く利用しており車が通る際に接触の危険がある。 元々道幅が狭く、通行車両との接触が心配であり、とりわけ冬場は除排雪の不備により、さらに道幅が狭くなり危険である。	電柱幕の整備等 交通指導員の配置	市道	・道路の構造上、車道幅員を狭くし、施設帯(歩道として活用部分)を拡幅することはできない。 ・電柱幕の設置を検討することは可能である。 ・道道(江別恵庭線出光スタンド前)の交通安全学童指導員を募集しているが、希望者がいなく2年前から欠員となっている。今後も募集を継続していく。	・北の台小学校校門前(東側)の道路については、登下校の際に児童が多く利用しており車が通る際に接触の危険があるため、注意喚起する電柱幕の設置を要望する。	・「通学路注意」、「学童多し注意」と記載された電柱幕をそれぞれ1箇所ずつ、計2箇所設置した。(北広島市市民環境部) ・令和4年4月より交通安全学童指導員を配置している。(北広島市市民環境部)
④			あゆみ通りと広島公園通りの交差点	共栄町4丁目4番地	あゆみ通り及び広島公園通りは共に抜け道となっており、住宅地の中ではあるが、車の往来は多く、交差点を渡る児童も多い。	交通指導員の配置 電柱幕の整備等	市道	・交通安全学童指導員の配置は、交通量の多い国道及び道道が優先となるため、市道等への配置は困難である。 ・電柱幕の設置を検討することは可能である。	・児童の登下校に利用される道路であることを注意喚起する電柱幕の設置を要望する。	・あゆみ通りの学校前の横断歩道近辺に路面に「通学路」と標示し注意喚起を図った。(北広島市市民環境部、建設部)
⑤	西 部 地 区	西 部 中 学 校	モンタンベール前の歩道(稲穂通)	東共栄3丁目1-1	交通量の多い交差点であり、登下校時の見守り活動の際に注意が必要だと考える。	横断歩道の設置	市道	・設置されている押しボタン式信号機は、十字路口交差点に設置されているが、東部中学校が移転され、交差点を利用する児童生徒が増加した頃に設置されたものと思われるが、押しボタン式信号機は単路に設置すべきであり、交差点には設置しないのが原則であり、要望箇所横断歩道を設置した場合、利用度等を総合的に勘案し判断しなければならぬ。	・東部中学校前から稲穂通に抜ける道路について、稲穂通に接する東共栄3丁目1番地1のモンタンベール前の一時停止となっている箇所横断歩道の設置を要望する。	・横断歩道を設置することにより、現在の一時停止線が手前になることから、左右の視認性が悪化する可能性があるなどのような対策が最も効果的か検討を継続していく。(北海道札幌方面厚別警察署)
⑥			希望ヶ丘、輪厚中央3～5丁目の通学路	希望ヶ丘、輪厚中央3～5丁目の市道	通学路の歩道がない箇所や車両から歩行者が見えづらい箇所があり、運転者の注意喚起を促すための標語板が痛んでボロボロである。	標語板の修繕	市道	・電柱等に貼付されている注意喚起幕等について、破損しているのを確認したが、町内(自治)会、地区交通安全協議会がそれぞれ個別に設置したものであることから修繕、撤去については、町内(自治)会、地区交通安全協議会に直接伝えるしかない。	・各市民団体等へ修繕又は適切な設置への呼びかけを要望する。	・危険性のあった標語版などは撤去された。
⑦			輪厚中央通と輪厚中ノ沢線の交差点	輪厚中央2丁目(希望ヶ丘3丁目)	輪厚中央通りが新設されたことにより、その通りを通行する車両が多いこと、ボールパークの建設が始まってから輪厚中の沢線を通る大型車両(トラック)が増えたこと、その二つ道路の交差点は信号機もないうえに、横断する際の見通しが悪いことなどか、複数の要因が重なり危険であると保護者や地域から指摘がある。学校も同様に考え、子どもだけで交差点を横断しないように指導している。	手押し信号機の設置	市道	・厚別中央線の開通時、信号機設置の要望があり警察本部と現地調査した結果、交通量が基準(原則、1時間に300台以上の交通量)に達しないとの理由から設置しないとされた経緯がある。ただし、今後、劇的に交通量が増加した場合は検討の必要はある。 ・厚別中央線から高速道路方向には、老人介護施設・牧場・チーズ工場が所在するのみであり、現在、通学する児童生徒はならず通学路としての必要性が認められない。	・通学路として登下校時に利用する児童生徒はいないため、横断歩道等の設置の要望は行わない。	・通学路ではないが、今後も児童のみで交差点を横断しないよう交通安全教室等で啓発していく。(北広島市教育委員会、学校)

No.	地区名	学校名	交通危険箇所	住所等	危険内容	具体的要望事項	道路	合同点検実施結果	要望内容	対応状況(R6年6月現在)
⑧	西部地区	西部小学校	広島輪厚線と輪厚中央線との交差点	輪厚704番地16 (輪厚三愛病院前)	輪厚中央線は、歩道もあり安全なので通学路として適しており、広島輪厚線と輪厚中央線との交差点に横断歩道が設置されることで生徒が安全に通学できる。	信号機及び横断歩道の設置	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検時4箇所に信号を設置してほしいとの要望があったが、定周期信号機しかなく、この場合、交通量の多い路線も不必要に停止させることとなり、他の一般交通に与える影響が大きい。</li> <li>・高速道路の出入口につながる道路であるため、学校前の区間だけでも速度規制を下げることについて意見があったが、道路の構造上、現在の規制速度は適正であると判断され、区間・距離を含め学校の前だけ規制速度を変えることは、実効性として困難がある。</li> <li>・横断歩道の設置した場合、停止線を前方に移動することにより、運転者は停止位置からでは車両の確認が困難なことから、必然的に横断歩道まで進行することとなる。また、歩行者は横断歩道を過信し横断するおそれがあり、事故を誘発する危険性が高くなるからである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輪厚PAから広島輪厚線を抜けて国道36号線までの道路にて、速度超過の取り締まりを要望する。</li> <li>・輪厚中央通と広島輪厚線の交差点の輪厚中央側の両面2か所に横断歩道の設置を要望する。</li> <li>・輪厚中央通と広島輪厚線の交差点の輪厚中央側の両面2か所に横断歩道の設置を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機設置要望箇所の手前100メートル以内に信号機が設置されており(西部小学校前)、距離が短いことから設置はできない。(北海道札幌方面厚別警察署)</li> <li>・一時停止が設置されている道路については、信号がなく横断歩道のみを設置した場合は歩行者が横断歩道を過信し横断する恐れがあり、事故を誘発する恐れがあるから設置は行わない。(北海道札幌方面厚別警察署)</li> <li>・輪厚PAから広島輪厚線を抜けて国道36号線までの道路では取締り箇所の理由で実施はしないが、速度抑制のため、パトカーによるレッド走行(赤色灯を点灯し走行)をランダムに実施している。(北海道札幌方面厚別警察署)</li> </ul>
⑨			柏葉公園近くの交差点	大曲柏葉2～3丁目	交通量が多いにも関わらず信号機が設置されていない。	押しボタン式信号機の設置	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道にて歩行者がいるにも関わらず、停止せず歩行者妨害をする車が見られる。</li> <li>・全道でも新規信号機の設置は極端に少ない。方法として、過疎又は児童の減少等から、必要性の低くなった信号機を要望する場所に移行する方法があるが、これも1～2年では難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲柏葉2丁目16番地13付近の交差点に大曲柏葉2丁目と大曲柏葉4丁目間の横断歩道に押しボタン式の信号機の設置を要望する。</li> <li>・大曲柏葉2丁目16番地13付近の交差点の大曲柏葉2丁目と大曲柏葉4丁目間の横断歩道にて、児童の登下校時(登校時刻午前7時～8時、又は下校時刻午後2時から4時)に歩行者が待機しているにも関わらず一時停止を行わない車の取り締まりを要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の設置の要望を継続していく。(北広島市教育委員会)</li> <li>・一時停止の取締りは取締り箇所の理由で実施していないが、パトカーによるレッド走行(赤色灯を点灯し走行)をランダムに実施している。(北海道札幌方面厚別警察署)</li> </ul>
⑩	大曲地区	大曲小学校	大曲小学校前の通り	大曲柏葉2丁目3	道路幅員が狭く、カーブがあるうえに交通量が多い。	押しボタン式信号機の設置	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該横断歩道はカーブで見通しが悪く、民生委員等の見守り活動で児童の安全を維持しているのが現状であり、見守り活動がない場合、児童はなかなか横断歩道を渡る判断ができない状況であり、信号機及びバンプの設置など物理的に安全を確保する方策はないか。</li> <li>・信号機の設置には、原則的に1時間に300台以上の交通量があることが要件となる。</li> <li>・バンプは振動や騒音が発生するため、住宅地での設置は適さないと考える。また、除雪作業の支障となるため毎年設置・撤去を繰り返さなければならず費用の負担が大きい。</li> <li>・方策の一つとして、カーブで見通しの悪い小学校側の横断歩道付近にカーブミラーを設置し、児童自身が安全を確認できるよう検討する。設置場所の確保は問題ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲柏葉2丁目3番地5付近(大曲小学校前)の横断歩道に押しボタン式の信号機の設置を要望する。</li> <li>・大曲柏葉2丁目3番地5付近(大曲小学校前)の横断歩道にて、児童の登下校時(登校時刻午前7時～8時、又は下校時刻午後2時から4時)に歩行者妨害をする車の取り締まりを要望する。</li> <li>・カーブミラーの設置を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の設置の要望を継続していく。(北広島市教育委員会)</li> <li>・一時停止の取締りは取締り箇所の理由で実施していないが、パトカーによるレッド走行(赤色灯を点灯し走行)をランダムに実施している。(北海道札幌方面厚別警察署)</li> <li>・ハングオーバーの注意看板を設置し、車両から横断歩道があることを認識しやすくした。(北広島市市民環境部)</li> </ul>
⑪		大曲東小学校	緑ヶ丘のセイコーマートから5丁目と7丁目間の道路	緑ヶ丘5丁目と7丁目間	自転車、歩行者、車ともに交通量が多く危険	警察による指導 電柱幕の整備等	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、200人位の児童が通学路として登下校しているが、大曲通り及び道道栗山北広島線は交通量が多いため、平岡方向への抜け道として通行する車両が多く、また、歩道部分(施設帯)が狭小であり非常に危険である。</li> <li>・速度抑制対策として、東西の交差点手前に減速等の路面標示を設置し、車両の運転者に対する注意喚起を検討する。</li> <li>・交差点対策として、一時停止標識の設置も方法の一つであるが、交通量が少ないため、原則として設置することは困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲緑ヶ丘4丁目と5丁目、6丁目と7丁目間の道路に、減速等の路面表示の設置を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱幕を設置し、注意喚起をおこなった。(北広島市市民環境部)</li> <li>・スピード抑制のための点線の書き直し実施した。(北広島市建設部)</li> </ul>

No.	地区名	学校名	交通危険箇所	住所等	危険内容	具体的要望事項	道路	合同点検実施結果	要望内容	対応状況(R6年6月現在)
⑫	大曲地区	大曲中学校	大曲交番向かいのセブンイレブン	大曲中央1丁目国道36号線	8月末オープンコンビニがあり、交通量が劇的に増えて、生徒の登下校時に支障が出る。	歩車分離型信号機への転換(日中)	国道 市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニへの出入り又は国道36号線への通り抜けのため、登下校中の生徒の前を車両が通過し、非常に危険な状況である。</li> <li>・国道から大曲団地2号線に向かう右折車両が数台しか通過できない現状にあるため、歩車分離又は時差式信号としてほしい。</li> <li>・国道に設置された信号機であり、国道上の他の信号機と連動しているため、歩車分離にした場合、国道の交通の流れが悪くなり、国道を利用する運転者の理解を得ることは困難である。</li> <li>・現在の信号サイクルは感知式であり、夜間等で市道側の交通量が減少した場合、国道側の現示表示が長くなるシステムとなっている。</li> <li>・当該箇所の道路構造上、右折帯を設置することは困難であり、右折帯のない箇所に矢印信号機等は設置できない。また、時差式信号は安全上、現在は設置しない方針である。</li> <li>・コンビニ前の市道に注意喚起の電柱幕の設置を検討することは可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲柏葉1丁目付近の大曲団地2号線は生徒の登下校に利用している道路であることを注意喚起する電柱幕の設置を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲団地2号線に「スピード落とせ」、「歩行者注意」と記載された電柱幕をそれぞれ1箇所ずつ、計2箇所設置した。(北広島市市民環境部)</li> </ul>
			セイコーマート大曲緑ヶ丘手前側道からの合流	大曲緑ヶ丘5丁目12-1	信号手前の側道からの合流	道路の変更	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の利便性等を考慮すると、車両の通行禁止、道路の通行止め等の措置は理解が得られないものとする。</li> <li>・可能な措置として、通学路を明示する標識の設置、速度抑制のための注意喚起看板、道路の開口を狭く見せるためのゼブラマークの表示が考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲緑ヶ丘5丁目12番地1付近の歩道を横切り大曲通へ抜ける箇所について、通学路である標識、注意喚起看板、ゼブラマークなどの道路の開口を狭く見せる路面表示の設置を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路である標識、注意喚起看板、ゼブラマークなどの道路の開口を狭く見せる路面表示を現在検討。(北広島市建設部)</li> </ul>
⑬	西の里地区	西の里小学校	虹ヶ丘1・2・4・5の交差点	虹ヶ丘1・2・4・5丁目	当該交差点を中学校側から日大高校側へ高速で走り抜ける車両が多く、歩行中の児童に危険が及ぶことが予想される。	「ゾーン30」等の交通安全対策を検討	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン30は、速度30km規制のみならず、学校周辺を一つのエリアと捉え、車線幅の狭小化、バンプ等の物理的措置等の対策が必要であり、最も重要なのは、地域住民の理解と協力である。</li> <li>・中学校通りは速度30kmに規制されており、もし、規制速度を守らない車両が多く、登下校の児童生徒に交通事故の危険性が危惧されるのであれば、地域の要望として学校から直接、又は教育委員会を通じて北広島市から交通取り締まり要望書を提出してほしい。</li> <li>・中学校通りには、地区交通安全協議会等が設置した電柱幕等が多数設置されており、積極的に注意喚起対策を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西の里北2丁目と3丁目、4丁目と5丁目間の西の里中学校通りにて、速度超過の取り締まりを要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西の里北2丁目と3丁目、4丁目と5丁目間の西の里中学校通りにて、要望のとおり速度取締りを実施した対応した。(北海道札幌方面厚別警察署)</li> </ul>
⑭			北光社ふくじゅ園前通り	西の里南1丁目から2丁目	民生委員(学校評議員)の朝の見守りによる情報提供では、幼稚園保育園の送迎車や抜け道に使用する自家用車が多く、南通学路近くで横断することが困難である。また、車道の幅も狭いため、ひやりとしたことがある。	横断歩道及びガードレールの設置が急務	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南通学路出入口付近の側道を通過する車両が歩道部分を乗り上げて通行するため、ポール等の物理的措置が必要である。</li> <li>・正規の通学路として福寿園正門付近に横断歩道が設置されており、これを通行するよう指導しているが、南通学路出入口付近の向かい側に居住する児童にわざわざ遠回りして通るよう指導することは心情的に難しいため、新たに横断歩道を設置してほしい。</li> <li>・道路の勾配がかなりあるので、南通学路出入口付近に横断歩道を設置した場合、車両が停止した際に滑って発進できない状態となり、事故を誘発する可能性が高く、また、歩行者どまりが設置できず、個人宅車庫前である等クリアすべき問題点が多い。</li> <li>・速度抑制及び巻き込み防止のため、交差点に脱着可能なラバーポール等の設置を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西の里南2丁目2番地2付近の交差点の国道274号線方面へ向かう角にて車の巻き込み事故の防止対策を要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点に着脱可能なラバーポールを設置した。(北広島市建設部)</li> </ul>
⑮	広葉中校区	双葉小学校	緑隔通り横断歩道	白樺町3丁目白樺緑地とプールの間	手押し式信号機がないため、朝は行き交う車のためなかなか渡れない。町内会から信号の設置を何度も要望しているが、却下されている。ボランティアが毎日見守り活動を行っている。	押しボタン式信号機の設置	市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大曲地区への抜け道的な道路であり車両の速度が速いため、通学路標識の設置、横断歩道の標識、「横断歩道あり」の道路標識、「速度落とせ」の道路標識、横断旗の確保など信号機以外の交通安全施設については対応済みである。</li> <li>・以前から信号機設置要望のある箇所であるが、交通量が基準に達しないとの理由から設置されていない現状にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白樺町3丁目3番地1付近の横断歩道に押しボタン式の信号機の設置を要望する。</li> <li>・緑隔通を走行する車の速度超過の取り締まりを要望する。</li> <li>・白樺町3丁目3番地1付近の横断歩道にて、児童の登下校時(登校時刻午前7時~8時、又は下校時刻午後2時から4時)に歩行者を妨害する車の取り締まりを要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の信号機(押しボタン式信号機)の設置の要望を継続していく。(北広島市教育委員会)</li> <li>・速度取締り、横断歩道妨害取締りについては、取締り箇所の理由で実施はしていないが、速度抑制、歩行者保護のため、パトカーによるレッド走行(赤色灯を点灯し走行)をランダムに実施している。(北海道札幌方面厚別警察署)</li> </ul>

No.	地区名	学校名	交通危険箇所	住所等	危険内容	具体的要望事項	道路	合同点検実施結果	要望内容	対応状況(R6年6月現在)
16	広葉中校区	広葉中学校	広葉中から双葉小へ向かう中央通り手前の一時停止	広葉町5丁目	朝の時間には、駅に急ぐ車がかんりのスピードで走行している。また、一時停止を無視する車両も多い。	警察による指導 歩道の整備 横断歩道の設置 電柱幕等の注意喚起	市道	・一時停止交差点から中学校までの通学路については、現在、未舗装であり、降雨時及び春先にはかなり足場が悪くなることから舗装化を検討する。	・広葉町5丁目5番地5付近の交差点の一時停止について、登下校時（登校時刻午前7時～8時、又は下校時刻午後2時から4時）の一時停止違反者の取り締まりを要望する。 ・広葉町5丁目4番地と5番地の間の路側帯について未舗装部分の舗装化を要望する。	・一時不停止の取締りは場所の都合上実施していない。しかし、歩行者保護のため、パトカーによるレッド走行（赤色灯を点灯し走行）をランダムに実施している。（北海道札幌方面厚別警察署） ・一時停止交差点から中学校までの通学路については、降雨時及び春先には足場が悪くなることから、舗装化を検討している。（北広島市建設部）
17			広葉中学校と道宮住宅B団地の道路付近	広葉町5丁目3番地	カーブのところでスピードを出してくる車やトラックがあるので自転車や遊歩道に出てくる子供が危険である。		市道	・広葉町4丁目から5丁目へ続く道は、駅前の商業施設に向かう抜け道となっている。（学校） ・速度抑制のため「歩行者注意」等の電柱幕の設置を検討する。	通学路に歩行者注意などの電柱幕の設置を要望する。	・「スピード落とせ」、「交差点注意」、「学童多し注意」と記載された電柱幕をそれぞれ1箇所ずつ、計3箇所設置した。（北広島市市民環境部）
18	緑陽中校区	緑ヶ丘小学校	セイコーマート高台町付近から里見郵便局付近間の緑陽通り	高台町3丁目10から里見町4丁目1	横断歩道はあるが、信号機が設置されていない。カーブになっていて見通しが悪く、スピードを出して通り抜ける車や通学時に横断歩道で待っていても停車しない車が多いため、横断時は危険である。	手押式信号機の設置	市道	・電柱幕等の設置は、電柱及び街路灯等がないため物理的に困難である。 ・横断歩道手前に警戒のための路面標示を検討する。 ・横断歩道直近の樹木については剪定予定であり、歩行者の視認性が改善される。 ・横断歩道の標識及び路面標示が設置され交通安全施設は整備されているとともに、車両交通量が信号機設置基準以下と見られる。	・高台町3丁目10番地2付近の横断歩道に、押しボタン式の信号機の設置を要望する。 ・高台町3丁目10番地2付近の横断歩道にて、児童の登下校時（登校時刻午前7時～8時、又は下校時刻午後2時から4時）に歩行者を妨害する車の取り締まりを要望する。 ・高台町3丁目10番地2付近の横断歩道に、一時停止線が消えている箇所の修繕を要望する。	・新規の信号機（押しボタン式信号機）の設置の要望を継続していく。（北広島市教育委員会） ・横断歩行妨害取締りに関しては、取締り箇所の理由で実施はしていないが、歩行者保護のため、パトカーによるレッド走行（赤色灯を点灯し走行）をランダムに実施している。（北海道札幌方面厚別警察署） ・「前方注意」の路面標示を実施済み。（北広島市建設部） ・樹木については剪定を実施。（北広島市建設部）
19			山手町6丁目バス停から5丁目バス停方向に向かうバス通り	山手町6丁目から5丁目	バスの走行路線となっており、交通量もあるが、横断歩道がなく、道路を渡る際には注意が必要である。	横断歩道の設置	市道	・通学路としてバス通りを横断しなければならない必然性は認められないが、もし設置するとしたら、ショッピングきたひろ山手店前の押しボタン式信号機が設置された交差点の山手町4丁目8番地と山手町6丁目4番地間に横断歩道を設置することが効果的である。 ・全体を通しての基本的な考え方であるが、学校等が通学路の安全上必要と判断した場合に要望意見として要望書を提出することは全く問題はない。ただし、今回の合同点検において説明したとおり、交通量、利用度、必要性等を総合的に判断し、結論を出していく方針である。	・山手町6丁目4番地付近の交差点に山手町4丁目8番地と山手町6丁目4番地の間に横断歩道の設置を要望する。	・交差点付近に「歩行者注意」の路面表示を計画。（北広島市建設部） ・一時停止違反の取り締まりを要望済み。（北海道札幌方面厚別警察署）